

一般木材等バイオマス発電に係る制度見直しの概要

【1 バイオマス発電に係る FIT 調達価格】

バイオマス発電は、燃料の種別等により設備コスト、燃料調達コストに差があることから、種別ごとに異なる調達価格を設定。（図1）

図1. FIT 調達価格(バイオマス発電)

バイオマス種別		2017年度 ^{※1}	2018年度 ^{※1}	2019年度 ^{※1}
メタン発酵ガス (バイオマス由来)		39円		
間伐材等由来の 木質バイオマス ^{※2}	2,000kW以上	32円		
	2,000kW未満	40円		
一般木材等 バイオマス ^{※2、※3}	20,000kW以上	24円 (H29.9まで)	21円	
	20,000kW未満	24円		
建設資材廃棄物		13円		
一般廃棄物 その他バイオマス		17円		

※1 バイオマス発電は事業化決定から稼働までのリードタイムが長い電源であることから、事業者の投資回収予見性を高めるため、複数年度（3年間）の調達価格を設定している。

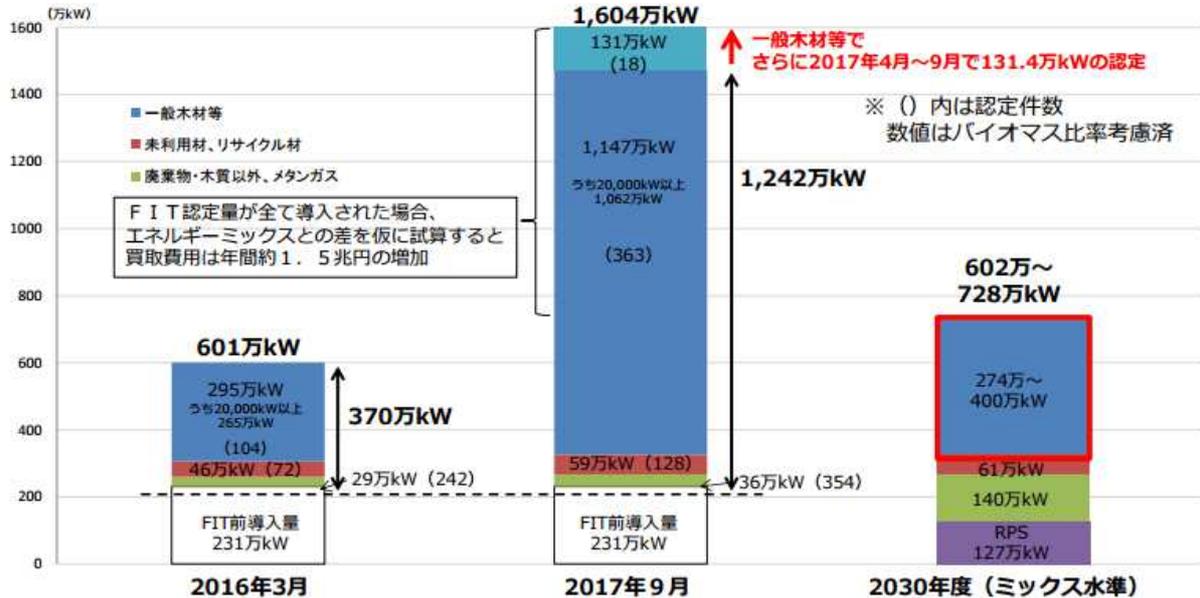
※2 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく証明が無い燃料を使用した場合は、建設資材廃棄物として取り扱う。

※3 農作物の収穫に伴って生じるバイオマスを含む

【2 FIT 買取価格・認定区分の見直し】

一般木材等バイオマスのFIT認定量急増（図2）を背景に、資源エネルギー庁「第32回調達価格等算定委員会」において、同区分のFIT調達価格、区分の考え方について見直しの議論が行われた。

図2. バイオマス発電 FIT認定状況



<出典：第32回調達価格算定委員会資料1「一般木材等バイオマス発電について」>

〔見直しの内容〕

(1) 入札制の導入

一般木材等バイオマスについては、①エネルギーミックスで想定した電源構成比率（2.4%）の3倍程度の認定量（6.9%に相当）を有していること、②我が国のバイオマス発電のFIT買取価格は他国より高く、入札制度導入によるコスト低下のポテンシャルが見込まれることから、2018年度から入札制に移行。

(2) バイオマス油脂（パーム油等）の認定区分見直し

現在、一般木材等バイオマスに分類されるバイオマス油脂を利用したバイオマス発電は、ディーゼルエンジン発電であり、固体燃料（木材、PKS等）を利用した蒸気タービン発電とはコスト構造が大きく異なることから、新たな区分を設定。

(3) 2019・20年度のFIT買取価格

2019・20年度の価格決定に当たっては、(1)の入札の結果を踏まえることが適切であることから、FIT買取価格の決定を見送る。

【3 その他の見直し】

「第31回調達価格等算定委員会」において、FIT認定を受けた一般木材等バイオマス発電の未稼働案件について、案件開発の難易度の高さから事業実現可能性に懸念が示された。

これを受け、第32回同委員会において、燃料の安定調達の確保、未稼働案件の防止等の観点での制度見直しの議論が行われた。

〔見直しの内容〕

(1) 燃料の安定調達の確保 (図3)

- ① 木質バイオマス発電のFIT設備認定にあたっては、事業の確実性を確認するため、燃料調達に係る契約書等を確認しているが、輸入材については、現在確認している国内商社等の安定調達契約書等だけではなく、現地燃料調達者等との安定調達契約書等を確認する。
- ② パーム油の持続可能性^{※1} (合法性^{※2}) についてもRSPO^{※3}などの第三者認証によって確認することとしてはどうか。

※1 持続可能性

燃料が持続可能な森林経営が営まれている森林から算出されたものであること。

※2 合法性

伐採に当たって原木の生産される国又は地域における森林に関する法令に照らし手続が適切になされたものであること。

※3 RSPO (Roundtable on Sustainable Palm Oil)

環境への影響に配慮した持続可能なパーム油の生産と使用を促進することを目的に、世界自然保護基金(WWF)など関係団体が2004年に設立した組織。同団体が策定した「判断と基準」を遵守しパーム椰子の栽培を行う農場等を認証する等の取組みを行っている。

図3. 燃料の安定供給の確保に向けた見直しの概要

	木質バイオマス		農作物の収穫に伴って生じるバイオマス	
	国内材	輸入材	固体(PKSなど)	液体(パーム油など)
安定調達 (量)	加工事業者との安定調達契約書事業者へのヒアリング	国内商社等との安定調達契約書等だけではなく、現地燃料調達者等との安定調達契約書等を確認することとしてはどうか。		
持続可能性 (合法性)	森林法	森林認証とCoC認証(FSC認証など)	—	RSPOなどの第三者認証を求めてはどうか。

<出典：第32回調達価格算定委員会資料1「一般木材等バイオマス発電について」>

(2) 未稼働案件の防止

未稼働案件のうち、既認定案件については「設備発注期限(認定日から2年)」を設け、新規認定案件については、「運転開始期限(認定日から4年)」を設ける。

(3) バイオマス発電事業継続の確認

FIT期間終了後、バイオマス発電所が石炭火力等に転換することを防止するため、期間終了後のバイオマス発電事業継続について、認定時に確認を行う。